



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種の届出書が必要です（平成30年分消費税課税事業者のために）

消費税の免税事業者の方であっても、課税事業者の届出をすることにより、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産（建物等）の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。（課税事業者になるための届出提出期限は平成29年12月31日です。）（注2）

なお、平成28年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、または平成29年1月1日から6月30日まで（特定期間）の課税売上高と支払給与総額のいずれかが1,000万円を超えている方は、平成30年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高（平成28年分）が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれかが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき（注1）	消費税簡易課税制度選択届出書	平成29年12月31日 （適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで）
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき（来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討）（注2）	消費税課税事業者選択届出書	平成29年12月31日 （選択しようとする課税期間の初日の前日まで）

（注1）平成28年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

（注2）いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

事業用資産を購入の際はお知らせください！

毎年この時期の会報には「減価償却資産 異動表」を同封しております。

事業用の資産（建物・車両・機械など）を購入した場合に、取得価額が税込10万円以上で、使用可能期間が1年を超えるものは、減価償却資産といって使用可能期間（耐用年数）に応じて分割し、減価償却費として経費を計上していきます。その際の耐用年数は、法律で定められています。

個人事業主の場合は、原則として償却費の額が毎年同額（※1）となる定額法という形で減価償却していきますが、下記のような方法で償却することも可能です。

	一括償却資産	少額減価償却資産（※2）
取得価額	10万円以上 20万円未満	10万円以上 30万円未満
償却方法	取得した資産の法定耐用年数にかかわらず、購入した年から3年間、購入価額の3分の1ずつを経費に計上	取得した資産の法定耐用年数にかかわらず、購入した年に購入価額の全額を経費に計上

（※1）年の途中で取得（または売却や除却など）した場合には、使用した月数/12カ月で計算していきます。

（※2）青色申告をしている方のみが受けられる特例で平成30年3月31日までに取得したものが対象となります。

つきましては、平成29年中に減価償却資産に変動があった方は別紙の「平成29年分減価償却資産 異動表」を10月31日（火）までに、FAXまたは郵送にてご連絡ください。ご協力よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方に関しましては必要ありません。

第8回 祇園支部「会員の集い」のお知らせ

今年は2年ぶりに会員の集いを行います！昨年は他の行事と重なり開催できませんでした。お問い合わせくださった方もおり、大変申し訳ありませんでした…！今年も博多駅で行いますので、ご夫婦やご家族で、またお取引先やお知り合い、お友達など会員外の方がご一緒でも構いませんので、お誘い合わせのうえ、奮ってご参加いただければと思います。PRタイムを設けておりますので、宣伝をしたい方もぜひどうぞ！

参加申込書は、往復ハガキで後日お送りします。

- 日 時／平成29年11月17日(金) 15:20~19:00
- 場 所／JR博多シティ(福岡市博多区博多駅中央街1-1)
- 次 第／第一部 15:20~16:40 9階 会議室2(税務署長卓話)
第二部 17:00~19:00 9階 ブラッスリーポール・ボキューズ博多
(異業種交流会)

■参加費／お一人様 3,000円 ※異業種交流会(懇親会)は立食パーティーになります。



相談事ありませんか？ 弁護士による無料相談行います！



当会会員の弁護士、橋友一先生による無料の相談会を行います。事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

優しくて話しやすい先生です(^*^)

ご質問等あればお気軽にお尋ねください。

10月18日(水) 15:00~17:00

11月15日(水) 13:00~15:00

(場所：福岡県青色申告会連合会 事務所内)

※時間は60分程度となります。

※上記は都合により変更する場合がございます。

※初回の相談は無料ですが、実際に業務を依頼する場合には、実費・手数料が必要となります。

※相談内容については、当会の職員は立ち入りませんのでご安心ください。

小規模企業共済「増額」 「前納」をお勧めします！



当会で取り扱っております「小規模企業共済」(事業主及び共同経営者の退職金制度)は、月額1,000円~70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例えば500円(年間6,000円)であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。

さらに、掛金を1年前払いすることで、その全額を支払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。

平成29年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい！

●現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合

→ **11月10日(金)までに申し込み**

●現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合

→ **12月22日(金)までに申し込み**

予今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	10月2日(月)	税務相談日
	10月18日(水)	法律相談日
	10月19日(木)~20日(金)	北部九州ブロック大会(伊万里市) ※詳細は先月号掲載
	10月26日(木)	税務相談日

祇園支部NEWS

メール：info@aioiro-f.com
H P：http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 Fax:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

来月は2年ぶりに「会員の集い」を開催します！繁忙期になるとなかなかイベント事もないので、参加してくださる皆さんに楽しんでいただけるような会にしたいです！

最近入会した方も、古くからの会員の方も皆さまぜひご参加ください！参加申込書(往復ハガキ)は、今月中旬までにご送付する予定です。お誘い合わせのうえご参加下さいますようお願い申し上げます。